

議案第122号

令和5年度

国民健康保険直営診療所事業  
特別会計補正予算書  
(第1号)

京都府京丹後市



議案第122号

令和5年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度京丹後市国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

京丹後市長                      中山      泰

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 施 設 管 理 費
4 予 備 費	1 予 備 費
歳 出	合 計



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	126,863	446
4 予備費	2,892	△446
歳出合計	207,000	0

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
	特 定 財 源			一般財源	
	国府支出金	地 方 債	そ の 他		
127,309	0	0	0	446	
2,446	0	0	0	△446	
207,000	0	0	0	0	

2 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	126,863	446	127,309				446
	1	施設管理費	126,535	446	126,981				446
		2 間人診療所 管理費	59,499	446	59,945				446

4		予備費	2,892	△446	2,446				△446
	1	予備費	2,892	△446	2,446				△446
		1 予備費	2,892	△446	2,446				△446



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	68	
3 職員手当等	189	
4 共済費	189	


# 給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	3 (2)		20,800	18,707	39,507	4,781	44,288	
補正前	3 (2)		20,732	18,518	39,250	4,592	43,842	
比較			68	189	257	189	446	

※ ( )内は短時間勤務職員(外書き)

職員手当等の内訳	区分	初任給調整手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外・休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		78		152		8,497	179	
	補正前		78		152		8,497	179	
	比較								
	区分	宿日直手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当(負担金)	計
補正後		1,303		3,604	3,493		1,401	18,707	
補正前		1,299		3,514	3,402		1,397	18,518	
比較		4		90	91		4	189	

### (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	68	給与改定に伴う増減分	68 平均改定率 1.2% 実施時期 令和5年4月1日	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当等	189	制度改正に伴う増減分	189 期末勤勉手当の増 再任用以外職員 0.10月 再任用職員 0.05月 給与改定に伴う増分	
		その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)
令和5年12月1日現在	平均給料月額(円)	678,375	206,320	318,579
	平均給与月額(円)	1,413,377	220,900	318,579
	平均年齢(歳)	73.5歳	63.5歳	60.4歳
令和5年4月1日現在	平均給料月額(円)	676,375	205,520	317,549
	平均給与月額(円)	1,420,057	220,650	322,049
	平均年齢(歳)	72.8歳	62.9歳	59.7歳

イ 初任給

(単位:円)

区 分	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	国 の 制 度		
				医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)
高校卒	—	167,200	183,500	—	167,200	183,500
短大卒 短大2卒	—	182,700	211,000	—	182,700	211,000
短大3卒	—	193,500	218,800	—	193,500	218,800
大学卒	264,700	202,800	225,800	264,700	202,800	225,800

(令和5年12月1日現在)

ウ 級別職員数

区 分	医 療 職 ( 一 )			医 療 職 ( 二 )			医 療 職 ( 三 )		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年12月1日現在	1 級			1 級			1 級		
	2 級			2 級			2 級	(1)	(100.0)
	3 級	1	100.0	3 級			3 級	2	100.0
	4 級			4 級	(1)	(100.0)	4 級		
	5 級			5 級			5 級		
	/			/			/		
	計	1	100.0	計	(1)	(100.0)	計	2 (1)	100 (100)
令和5年4月1日現在	1 級			1 級			1 級		
	2 級			2 級			2 級	(1)	(100.0)
	3 級	1	100.0	3 級			3 級	2	100.0
	4 級			4 級	(1)	(100.0)	4 級		
	5 級			5 級			5 級		
	/			/			/		
	計	1	100.0	計	(1)	(100.0)	計	2 (1)	100 (100)

※ ( ) 内は短時間勤務職員(外書き)

(級別の基準となる職務内容)

医療職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う医師の職務
2 級	(1) 病院の診療科部長の職務 (2) 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	(1) 病院の副院長の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4 級	(1) 病院の病院長の職務 (2) 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
5 級	病院の特に重要な業務を行う病院長の職務

(令和5年12月1日現在)

医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士及び歯科技工士(以下「管理栄養士等」という。)の職務
2 級	(1) 薬剤師の職務 (2) 困難な業務を行う管理栄養士等の職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師及び管理栄養士等の職務
4 級	(1) 困難な業務を行う主任の職務 (2) 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師及び管理栄養士等の職務
5 級	(1) 薬剤師長の職務 (2) 技師長の職務

(令和5年12月1日現在)

医療職給料表(三)級別基準職務表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	(1) 看護師及び助産師の職務 (2) 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 困難な業務を行う看護師及び助産師の職務 (3) 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	看護部長の職務

(令和5年12月1日現在)

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.500 (2.350)	有	
補正前	2.200 (1.150)	2.200 (1.150)	4.400 (2.300)	有	
国の制度	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.500 (2.350)	有	

※ ( )内は再任用職員

オ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種		
		医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)
給料総額に対する比率 (%)	40.85	103.57	2.63	0.00
支給対象職員の比率 (%) (令和5年12月1日現在)	40.00	100.00	100.00	0.00
代表的な特殊勤務手当の名称	放射線取扱手当、医師業務手当、緊急医療業務手当、 医師派遣手当			

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	自動車等の利用者(2km以上) 2km以上3km未満 3,000円 3km以上 1km増すごとに600円を3,000円に加算した額 最高支給限度額 31,600円(国の最高支給限度額と同じ)